【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年3月16日
【発行者名】	ＳＢＩアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　梅本　賢一
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目６番１号
【事務連絡者氏名】	中村　慎吾
【電話番号】	03-6229-0170
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ＳＢＩスリランカ短期国債ファンド(毎月決算型) ＳＢＩスリランカ短期国債ファンド(年２回決算型)
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	継続募集額 ＳＢＩスリランカ短期国債ファンド(毎月決算型) 上限1,500億円 ＳＢＩスリランカ短期国債ファンド(年２回決算型) 上限500億円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(１)【ファンドの名称】

ＳＢＩスリランカ短期国債ファンド(毎月決算型)
ＳＢＩスリランカ短期国債ファンド(年２回決算型)
(以上を総称して「ＳＢＩスリランカ短期国債ファンド」または「本ファンド」という場合があります。また、それぞれを「各ファンド」という場合があります。)

(２)【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権です。
本ファンドの当初元本は１口当たり１円です。
信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付もありません。
ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社であるＳＢＩアセットマネジメント株式会社(以下「委託者」または「委託会社」という場合があります。)は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(３)【発行(売出)価額の総額】

ＳＢＩスリランカ短期国債ファンド(毎月決算型)
1,500億円を上限とします。
ＳＢＩスリランカ短期国債ファンド(年２回決算型)
500億円を上限とします。

(４)【発行(売出)価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

(ｉ) 基準価額

「基準価額」とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、基準価額は、便宜上１万口単位で表示される場合があります。

(ii) 基準価額の照会方法等

基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価額」の紙面に掲載されます。

委託会社における照会先：

ＳＢＩアセットマネジメント株式会社　(委託会社) 電話番号 03－6229－0097　(受付時間：毎営業日の午前９時～午後５時) ホームページ http：//www.sbiam.co.jp/

(５)【申込手数料】

お申込金額の3.24%(税抜3.0%)を上限とする、販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額とします。

お申込手数料は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

なお、前記(４)に記載の照会先においてもご確認いただけます。

お申込手数料は、お申込口数、お申込金額またはお申込金総額に応じて、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を乗じて得た額とします。

なお、お申込手数料には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額が加算されます。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

(注)　申込手数料とは、購入時の商品説明、情報提供及び事務手続き等にかかる対価のことをいいます。

(６)【申込単位】

・分配金の受取方法により、お申込には２つの方法があります。(販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。)

・お申込単位は、各販売会社が定めるものとします。(当初１口＝１円)

①　分配金受取コース

②　分配金再投資コース

取得申込に際して、本ファンドにかかる「積立投資契約」(取扱販売会社によっては名称が異なる場合もあります。)を取扱販売会社との間で結んでいただきます。

詳しくは取扱販売会社にお問い合わせください。なお、前記(４)に記載の照会先においてもご確認いただけます。

(７)【申込期間】

平成30年３月17日(土曜日)より平成31年３月15日(金曜日)まで

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(８)【申込取扱場所】

委託会社の指定する販売会社においてお申込みの取扱いを行います。

お申込取扱いの詳細は、販売会社にお問い合わせください。

なお、販売会社は前記(４)に記載の照会先においてもご確認いただけます。

(９)【払込期日】

取得申込者は、販売会社が定める日までにお申込金額を販売会社に支払うものとします。詳細については販売会社にお問い合わせください。

各取得申込受付日の取得申込金額の総額は、追加設定を行う日に販売会社より委託会社の口座を経由して受託会社のファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

お申込代金について、取得申込者はお申込みの販売会社に支払うものとします。

販売会社は前記(４)に記載の照会先においてもご確認いただけます。

(11)【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

① お申込みの方法等

（ｉ） 受益権取得申込者は、販売会社との間で証券投資信託の取引に関する契約に基づいて、取引口座の開設を申込む旨の申込書を提出します。

（ii） 前記(ｉ)の定めは、本ファンドの当初の設定にかかる委託会社自らの受益権の取得の場合には適用しません。

② 日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

③ その他の留意事項

（ｉ） 申込不可日

販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日(「申込不可日」といいます。)には、原則として、買付及び換金の申込みができません。

・申込日当日が、コロンボ証券取引所、ニューヨークの銀行のいずれかの休業日

（ii） 申込の受付の中止、すでに受付けた取得申込の受付の取消し

委託会社は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品取引所(金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行う市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止すること及びすでに受付けた取得申込みを取り消すことができます。

④ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法及び前記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とはファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するものです。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

本ファンドは、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

② ファンドの基本的性格

■ファンドの商品分類

本ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、「追加型投信／海外／債券」に分類されます。ファンドの商品分類、属性区分の詳細につきましては、以下のようになります。

なお、ファンドが該当しない商品分類及び属性区分、その定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(http://www.toushin.or.jp/)でご覧ください。

◎ 商品分類

ＳＢＩスリランカ短期国債ファンド(毎月決算型)

ＳＢＩスリランカ短期国債ファンド(年２回決算型)

ファンドの商品分類は「追加型投信／海外／債券」です。

商品分類表(ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。)

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信 追加型投信	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産（　　） 資産複合

商品分類の定義

該当分類	分類の定義
追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
海外	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
債券	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◎　属性区分

ファンドの属性区分

ＳＢＩスリランカ短期国債ファンド(毎月決算型)

投資対象資産	その他資産(投資信託証券(債券・公債))
決算頻度	年12回(毎月)
投資対象地域	アジア
投資形態	ファンド・オブ・ファンズ
為替ヘッジ	為替ヘッジなし

ＳＢＩスリランカ短期国債ファンド(年２回決算型)

投資対象資産	その他資産(投資信託証券(債券・公債))
決算頻度	年２回
投資対象地域	アジア
投資形態	ファンド・オブ・ファンズ
為替ヘッジ	為替ヘッジなし

属性区分表(ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。)

ＳＢＩスリランカ短期国債ファンド(毎月決算型)

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年１回	グローバル		
一般	年２回			
大型株	年４回	日本		
中小型株	年６回	北米		
債券	(隔月)	欧州	ファミリー	あり
一般	年12回	アジア	ファンド	(　　)
公債	(毎月)	オセアニア		
社債	日々	中南米	ファンド・	
その他債券	その他	アフリカ	オブ・	なし
クレジット	(　　)	中近東	ファンズ	
属性		(中東)		
(　　)		エマージング		
不動産投信				
その他資産				
(投資信託証券(債券・公債))				
資産複合				
(　　)				

ＳＢＩスリランカ短期国債ファンド(年２回決算型)

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年１回	グローバル		
一般	年２回			
大型株	年４回	日本		
中小型株	年６回	北米		
債券	(隔月)	欧州	ファミリー	あり
一般	年12回	アジア	ファンド	(　　)
公債	(毎月)	オセアニア		
社債	日々	中南米	ファンド・	
その他債券	その他	アフリカ	オブ・	なし
クレジット	(　　)	中近東	ファンズ	
属性		(中東)		
(　　)		エマージング		
不動産投信				
その他資産(投資信託証券(債券・公債))				
資産複合				
(　　)				

※　属性区分の投資対象資産に記載している「その他資産」は、投資信託証券(債券・公債)です。
※　属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分の定義
ＳＢＩスリランカ短期国債ファンド(毎月決算型)

該当区分	区分の定義
その他資産 (投資信託証券(債券・公債))	目論見書または信託約款において、主たる投資対象を投資信託証券とし、実質的に日本国または各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に投資する旨の記載があるものをいいます。
年12回(毎月)	目論見書または信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいいます。
アジア	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益がアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファンド・オブ・ファンズ	目論見書または信託約款において、投資信託及び外国投資信託の受益証券ならびに投資法人及び外国投資法人の投資証券(投資法人債券を除く)への投資を目的とする投資信託(ファミリーファンドのベビーファンドに該当するものを除く)をいいます。
為替ヘッジなし	目論見書または信託約款において、為替ヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替ヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

ＳＢＩスリランカ短期国債ファンド(年２回決算型)

該当区分	区分の定義
その他資産 (投資信託証券(債券・公債))	目論見書または信託約款において、主たる投資対象を投資信託証券とし、実質的に日本国または各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に投資する旨の記載があるものをいいます。
年２回	目論見書または信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいいます。
アジア	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益がアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファンド・オブ・ファンズ	目論見書または信託約款において、投資信託及び外国投資信託の受益証券ならびに投資法人及び外国投資法人の投資証券(投資法人債券を除く)への投資を目的とする投資信託(ファミリーファンドのベビーファンドに該当するものを除く)をいいます。
為替ヘッジなし	目論見書または信託約款において、為替ヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替ヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

③　信託金の限度額

ＳＢＩスリランカ短期国債ファンド(毎月決算型)

750億円を上限とします。

ＳＢＩスリランカ短期国債ファンド(年２回決算型)

250億円を上限とします。

・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

④　ファンドの特色

1　スリランカ短期国債等に投資します

- 主として「SBIボンド　スリランカ短期国債ファンド（適格機関投資家専用）」への投資を通じて、実質的にスリランカの短期国債等に投資します。
- スリランカの短期国債のほかに政府保証債、政府機関債又は国際機関債等に投資を行います。
- また、投資対象には、米ドル建てなどスリランカ・ルピー建て以外で発行された債券も含みます。
- 本ファンド及び投資対象とする投資信託証券は、原則として為替ヘッジは行いません。

※スリランカの短期国債等、新興国債券への投資は一般に、利回りが高い反面、信用リスクも高いため相応のリスクを伴います。

2　残存期間の短い債券を中心にポートフォリオを構築することで金利変動に伴う価格変動リスクの低減を目指します

原則として、組入れる債券は残存期間3年以下のものとし、平均デュレーションは、1年程度とします。

デュレーションについて

金利変動とデュレーションの関係（イメージ）

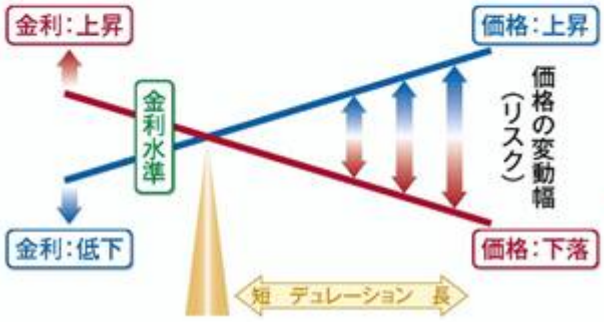

- デュレーションは債券投資において最も一般的に使用されるリスク指標です。
  デュレーションは、債券の利回り、クーポン、残存期間等を加味し一つの数値としたもので「年」で表されます。
- 金利の変化に対する債券もしくはポートフォリオの価格感応度を示すもので、デュレーションが短いほど、金利が変動したときの債券価格の変動幅が小さくなります。

資金動向、市況動向、投資対象国の政治や経済情勢の変動、当該諸国の法規制等の変更、その他の要因等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

3 毎月決算型、年2回決算型の2つのファンドからお選びいただけます

決算と分配イメージ

- 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払い及びその金額について示唆、保証するものではありません。
- 分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。
- ファンドの基準価額は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。
- 「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は税金を差引いた後、原則として再投資されます。

主な投資制限

①投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
②外貨建資産への直接投資は行いません。
③デリバティブの直接利用は行いません。

（２）【ファンドの沿革】

平成28年12月29日　　ＳＢＩスリランカ短期国債ファンド(毎月決算型)
ＳＢＩスリランカ短期国債ファンド(年２回決算型)
各ファンドについて信託約款締結、設定・運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

①　ファンドの仕組み

本ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。ファンド・オブ・ファンズ方式とは、投資者の皆様からお預かりした資金を他の投資信託証券に投資することにより運用を行う方式です。

② 委託会社及び本ファンドの関係法人との契約等の概要

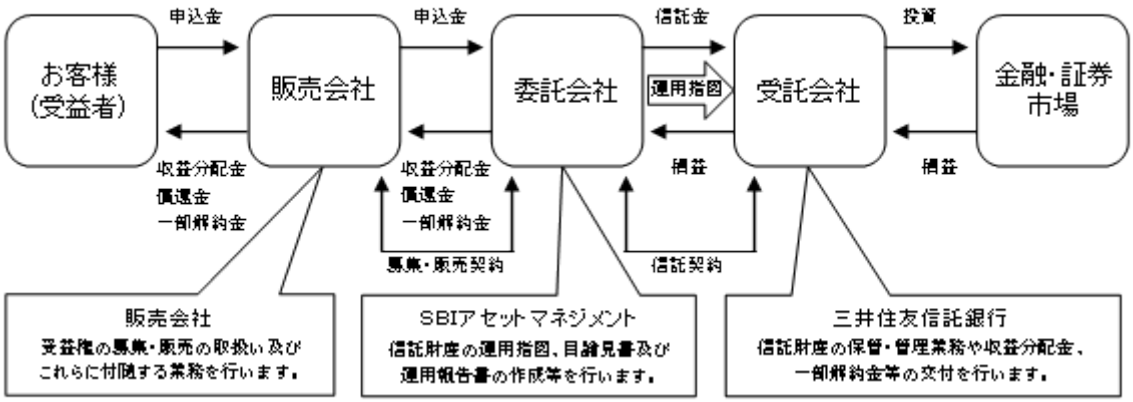

(注) 受託会社は、業務の一部を再信託先である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託しています。

③ 委託会社の概況(平成30年１月末日現在)

(ｉ) 資本金

４億20万円

(ii) 沿革

委託会社は、投資運用業務(投資信託の委託会社としての業務、登録投資法人との資産の運用契約に基づく運用業務または投資一任契約に基づく運用業務)及び投資助言業務(投資顧問契約に基づく助言業務)を行う金融商品取引業者です。

委託会社は、旧株式会社日本債券信用銀行(現株式会社あおぞら銀行)を設立母体として成立し、その後、株主の異動によりソフトバンクグループの一員となりました。平成14年５月１日には、同グループのソフトバンク・インベストメント株式会社の子会社である、ソフトバンク・アセット・マネジメント株式会社と合併し、エスビーアイ・アセット・マネジメント株式会社に商号を変更しました。

平成17年７月１日には、ＳＢＩアセットマネジメント株式会社に商号を変更しました。

平成18年８月２日には、委託会社の親会社(現ＳＢＩホールディングス株式会社)の主要株主であるソフトバンク株式会社(現ソフトバンクグループ株式会社)の子会社が、現ＳＢＩホールディングス株式会社の全株式を売却したことにより、ソフトバンクグループから独立し、ＳＢＩグループの一員となりました。

平成24年10月12日には、委託会社の全株式をＳＢＩグループの一員であるモーニングスター株式会社が、ＳＢＩホールディングス株式会社より取得しました。

昭和61年８月29日	日債銀投資顧問株式会社として設立
昭和62年２月20日	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第４条にかかる登録
昭和62年９月９日	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第24条１項の規定に基づく投資一任契約業務の認可
平成12年11月28日	証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第６条の規定に基づく証券投資信託委託業の認可
平成13年１月４日	あおぞらアセットマネジメント株式会社に商号を変更
平成14年５月１日	ソフトバンク・アセット・マネジメント株式会社との合併により、エスビーアイ・アセット・マネジメント株式会社に商号を変更
平成17年７月１日	ＳＢＩアセットマネジメント株式会社に商号を変更
平成19年９月30日	金融商品取引法等の施行により同法第29条の規定に基づく金融商品取引業者の登録(関東財務局長(金商)第311号)

(iii)　大株主の状況

株　主　名	住　　所	所有株数	所有比率
モーニングスター株式会社	東京都港区六本木一丁目６番１号	36,600株	100.00%

２【投資方針】

(１)【投資方針】

(各ファンド共通)

① 基本方針

本ファンドは、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

② 運用方針

(ⅰ) 本ファンドは、「ＳＢＩボンド　スリランカ短期国債ファンド(適格機関投資家専用)」受益権への投資を通じて、実質的にスリランカの短期国債等(国債、政府保証債、政府機関債)及び国際機関債等に投資を行います。

※ 米ドル建てなどスリランカ・ルピー建て以外で発行された債券も含みます。

(ⅱ) 「ＳＢＩボンド　スリランカ短期国債ファンド(適格機関投資家専用)」受益権への投資比率は高位に保つことを基本とします。

(ⅲ) 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

(ⅳ) 資金動向、市況動向、投資対象国の政治や経済情勢の変動、当該諸国の法規制等の変更、その他の要因等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(２)【投資対象】

(各ファンド共通)

① 主な投資対象

主として「ＳＢＩボンド　スリランカ短期国債ファンド(適格機関投資家専用)受益権及び「ＦＯＦｓ用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)」受益権への投資を行い、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。なお、短期金融商品等に直接投資する場合があります。

② 投資の対象とする資産の種類(信託約款第16条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(ⅰ) 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。)

(イ) 有価証券

(ロ) 金銭債権

(ハ) 約束手形

(ⅱ) 次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

③ 運用の指図範囲等(信託約款第17条第１項)

委託会社は、信託金を、主として「ＳＢＩボンド　スリランカ短期国債ファンド(適格機関投資家専用)受益権及び「ＦＯＦｓ用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)」受益権ならびに投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。)をいいます。以下同じ。)のほか次の有価証券(金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

(ⅰ) コマーシャル・ペーパー及び短期社債等

(ⅱ) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記(ⅰ)の証券または証書の性質を有するもの

(ⅲ) 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券及び社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券及び短期社債等を除きます。)

(ⅳ) 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、第３号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)及び債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。

④　金融商品の指図範囲(信託約款第17条第２項)

委託会社は、信託金を、前記③に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

(ⅰ)　預金

(ⅱ)　指定金銭信託(金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

(ⅲ)　コール・ローン

(ⅳ)　手形割引市場において売買される手形

⑤　前記③の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記(④)に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。(信託約款第17条第３項)

＜参考情報＞

■投資対象とする投資信託証券の概要

ファンド名称	SBIボンド　スリランカ短期国債ファンド（適格機関投資家専用）
運用目的・運用方針	・スリランカの短期国債等（国債、政府保証債、政府機関債）及び国際機関債を主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行います。 ・債券の組入比率は、原則として高位を保ちます。 ・外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。 ・重大な投資環境の変化が生じた場合には、信託財産の保全の観点から、委託会社の判断により主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。 ・資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	・株式への投資割合は、転換社債の転換及び新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限り、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ・投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
収益分配	・分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。 ・原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
信託期間	原則として無期限（設定日：2016年12月30日）
決算日	毎月7日（休業日の場合は翌営業日）
信託報酬	純資産総額に対し年0.3888%（税抜：年0.36%）
委託会社	SBIボンド・インベストメント・マネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

SBI Bond Investment Management

SBIホールディングス株式会社と世界最大級の債券アクティブ運用残高を誇るビムコ社の共同出資により、設立された資産運用会社です。
シンプルかつ低コストのアクティブ型債券ファンド等を開発し、お客様の長期資産形成に貢献できる運用商品として提供することを目指しています。

掲げる3つのポイント

①シンプルな投資信託の開発・提供
「リスクを抑えて安定した収益を獲得すること」を念頭に置き、アクティブ運用を中心に、投資対象、リスク、リターンが明確で分かりやすい商品を開発し、提供します。

②高度な運用力を活用した質の高い商品
世界最大級のグローバル運用会社PIMCO社の高度な債券アクティブ運用力を活用した質の高い商品を開発・提供し続けます。

③インターネット金融の特徴を最大限に活用
SBIグループの強みであるインターネット金融のテクノロジーを元に、信託報酬を含む会社全体のコストを削減し、投資信託の低コスト化を実現、投資家の皆様の長期の資産形成に貢献します。

ファンド名称	FOFs用短期金融資産ファンド（適格機関投資家専用）
運用目的・運用方針	主として、「短期金融資産 マザーファンド」の受益証券への投資を通じて、わが国の短期金融資産等（短期公社債及び短期金融商品を含みます。）を中心に投資を行い、安定した収益の確保を目標として運用を行います。
信託期間	原則として無期限（設定日:2010年6月14日）
決算日	毎年9月25日（日本の銀行が休業日の場合は翌営業日）
信託報酬	純資産総額に対し年0.1404%（税抜:年0.13%）
委託会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

(３)【運用体制】

運用業務方法に関する社内規則に則り、以下のプロセスで運用が行われます。

① 市場環境分析・企業分析
ファンドマネジャー、アナリスト(５～７名程度)による市場環境、業種、個別企業などの調査・分析及び基本投資戦略の協議・策定を行います。

② 投資基本方針の策定
最高運用責任者のもとで開催される「運用会議」において、市場動向・投資行動・市場見通し・投資方針等を策定します。
最高運用責任者は、組織規程の運用部門の長とします。

③ 運用基本方針の決定
「運用会議」の策定内容を踏まえ、常勤役員(１～３名)、最高運用責任者、運用部長(１名)及び運用部マネジャーをもって構成される「投資戦略委員会」において、運用の基本方針が決定されます。

④ 投資銘柄の策定、ポートフォリオの構築
ファンドマネジャーは、この運用の基本方針に沿って、各ファンドの運用計画書を策定し、最高運用責任者の承認後、売買の指図を行います。
ただし、未公開株及び組合への投資を行う場合は、それぞれ「未公開株投資委員会」（６名程度）、「組合投資委員会」(６名程度)での承認後、売買の指図等を行います。

⑤ パフォーマンス分析、リスク分析・評価
ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用方針の確認・見直しを行います。

(４)【分配方針】

毎計算期末※に決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

① 分配対象額の範囲
経費控除後の配当等収益及び売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

② 分配対象額についての分配方針
委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

③ 留保益の運用方針
収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※ 「毎月決算型」は毎月17日(休業日の場合は翌営業日)です。
「年２回決算型」は毎年６月17日及び12月17日(休業日の場合は翌営業日)です。

収益分配金に関する留意事項

●分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

●分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）

■前期決算日から基準価額が上昇した場合

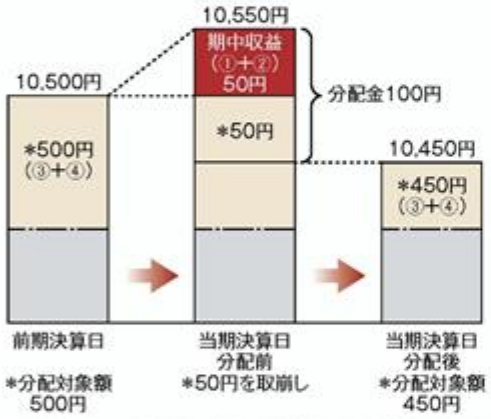

■前期決算日から基準価額が下落した場合

（注）分配対象額は、①経費控除後の配当等収益及び②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金及び④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
分配準備積立金：期中収益（①及び②）のうち、当期の分配金として支払われず信託財産に留保された金額をいい、次期以降の分配金の支払いにあてることができます。
収益調整金：追加型株式投資信託において追加設定が行われることによって、既存の受益者の分配対象額が減らないようにするために設けられた勘定です。
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

●受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）

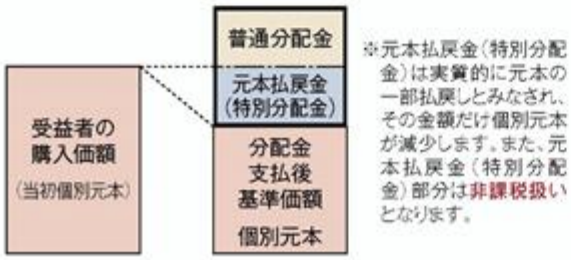

（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）

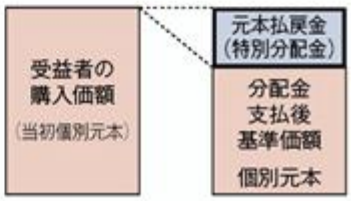

普通分配金：個別元本（受益者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。
（注）　普通分配金に対する課税については、「４　手数料及び税金（５）課税上の取扱い」をご覧下さい。

(５)【投資制限】

(各ファンド共通)

本ファンドは、以下の投資制限にしたがいます。

①　信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

(ｉ)　投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

(ii)　株式への直接投資は行いません。

(iii)　外貨建資産への直接投資は行いません。

(iv)　デリバティブの直接利用は行いません。

(ｖ)　組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

(vi)　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

②　信託約款上のその他の投資制限

(ｉ)　公社債の借入れ(信託約款第20条)

(イ)　委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

(ロ)　前記(イ)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ)　信託財産の一部解約等の事由により、前記(ロ)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(ニ)　前記(イ)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

(ii)　資金の借入れ(信託約款第26条)

(イ)　委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ)　一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金の借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(ハ)　収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(ニ)　借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

③　その他の法令上の投資制限

本ファンドに適用されるその他の法令上の投資制限は以下の通りです。

委託会社は、委託会社が運用の指図を行うすべての投資信託について、信託財産として有する同一法人の発行する株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合には、かかる株式を取得することを受託会社に指図することはできません。(投信法第９条)

３【投資リスク】

本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産には為替リスクもあります。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆様に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。本ファンドの基準価額の主な変動要因としては以下のものがあります。なお、基準価額の変動要因は以下に限定されるものではありません。

① 債券価格・金利変動リスク
債券価格は、国内外の政治・経済情勢、市場環境・需給等を反映して変動します。また、債券価格は金利変動による影響を受け、一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落します。これらの影響により債券の価格が変動した場合、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

② 信用リスク
債券の発行体が財政難・経営不振、資金繰り悪化等に陥り、債券の利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなる場合(債務不履行)、またはそれが予想される場合等、債券価格が下落することがあります。その場合、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

③ 為替変動リスク
実質組入外貨建て資産について、原則として対円での為替ヘッジを行わないため、為替変動の影響を受けます。為替相場は、各国の経済状況、政治情勢等の様々な要因により変動します。投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。特に新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、一般的に為替変動は大きいものになることも想定されます。当該通貨の為替レートが円高方向に進んだ場合、本ファンドの基準価額は影響を受け、大きく損失を被ることがあります。

④ カントリーリスク
投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化、外国為替規制、資本規制、税制の変更等の事態が生じた場合、又はそれが予想される場合には、方針に沿った運用が困難になり、基準価額の下落要因となる可能性があります。また、新興国への投資は先進国に比べ、上記のリスクが高まる可能性があります。

⑤ 流動性リスク
投資対象ファンドが組入れる金融商品等の市場規模が小さく取引量が限られる場合などには、機動的に売買できない可能性があります。また、保有する金融商品等が期待された価格で処分できず、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

＜税制に関する留意点＞
スリランカ・ルピー建ての公社債への投資においては、インカム・ゲインやキャピタル・ゲインに対して課税される場合があります。また、スリランカにおける税金の取扱いについて、スリランカの関係法令や税率等の解釈は必ずしも安定していません。

＜外国機関投資家への投資枠制限について＞

外国機関投資家がスリランカの債券市場において、スリランカ・ルピー建てのスリランカ国債に投資を行う場合には、外国機関投資家等に投資枠制限が設けられています。当該投資枠の利用状況、スリランカ債券市場における取引記載の変更等によっては国際機関債、あるいは米ドル建てなどスリランカ・ルピー建て以外で発行された債券等への投資割合が高くなる場合があります。

＜その他留意事項＞

- **本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。**
- **投資信託は預金や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。**
- **銀行など登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。**
- **収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における本ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。**
- **投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。**
- **収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。**

（参考情報）

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2013年2月～2018年1月

SBIスリランカ短期国債ファンド（毎月決算型）

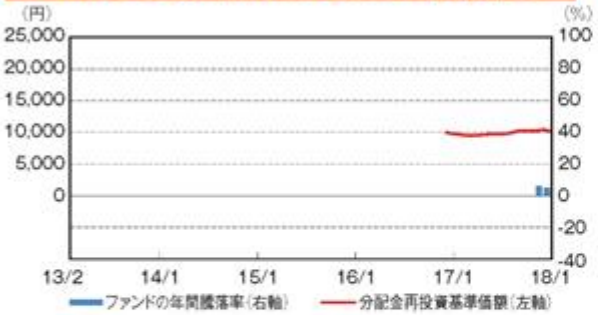

SBIスリランカ短期国債ファンド（年2回決算型）

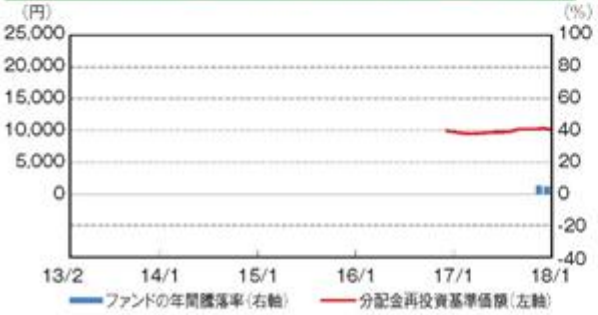

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

ファンド：2017年12月～2018年1月
代表的な資産クラス：2013年２月～2018年1月

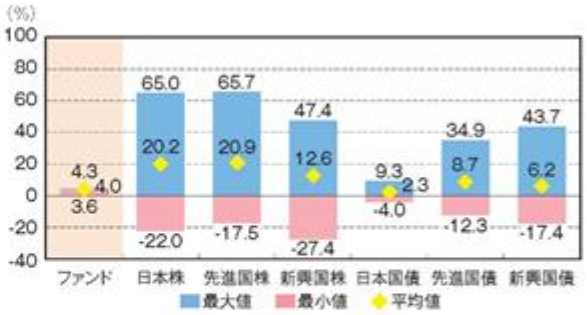

＊上記の分配金再投資基準価額及び年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額及び実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

＊「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。なお、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

＊ファンドについては設定日以降のデータが5年に満たないため2016年12月29日から2018年1月31日のデータを基に算出しております。したがって、代表的な資産クラスとの比較対象期間が異なります。

＊代表的な資産クラスの騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

〈代表的な資産クラスの指数〉

日本株……東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
先進国株…MSCI KOKUSAI インデックス（配当込み、円ベース）
新興国株…MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
日本国債…NOMURA-BPI国債
先進国債…FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

（注）海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

〈著作権等について〉

○東証株価指数（TOPIX）（配当込み）は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。
○MSCI KOKUSAIインデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Index に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
○MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Index に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
○NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。
○FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
○JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）は、J.P.Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

《リスク管理体制》

① 運用に関するリスク管理体制

最高運用責任者による統括

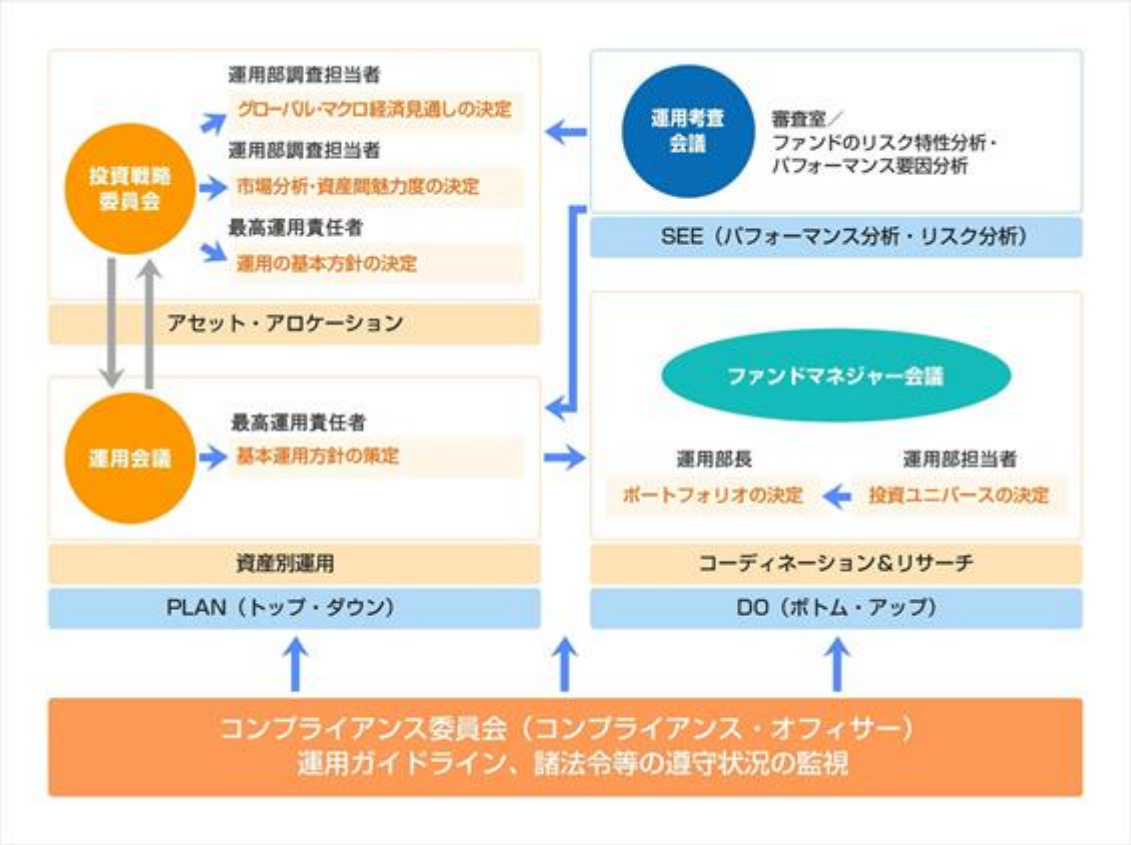

運用者の意思決定方向を調整・相互確認するために、下記の会議を運営します。

会議の名称	頻度	内　　容
投資戦略委員会	原則月１回	常勤役員、最高運用責任者、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する。 ①運用の基本方針②市場見通し、等について協議する。
運用会議	原則月１回	最高運用責任者、運用部及び商品企画部に在籍する者をもって構成する。 ①市場動向②今月の投資行動③市場見通し④今後の投資方針、等についての情報交換、議論を行う。
運用考査会議	原則月１回	常勤役員、最高運用責任者、審査室長、商品企画部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する。 ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行う。
ファンドマネジャー会議	随時	運用担当者及び調査担当者をもって構成する。 個別銘柄の調査報告及び情報交換、ファンドの投資戦略について議論を行う。
未公開株投資委員会	随時	最高運用責任者、運用部長、未公開株運用担当者、未公開株調査担当者及びコンプライアンス・オフィサーをもって構成する。 未公開株式の購入及び売却の決定を行う。
組合投資委員会	随時	最高運用責任者、運用部長、組合運用担当者、組合の投資する資産の調査担当者及びコンプライアンス・オフィサーをもって構成する。 組合への新規投資及び契約変更の決定を行う。
コンプライアンス委員会	原則月１回	常勤役員及びコンプライアンス・オフィサーをもって構成する。 法令等、顧客ガイドライン、社内ルールの遵守状況の報告及び監視を行う。

上記体制は、今後、変更となる場合があります。

② コンプライアンス

コンプライアンス委員会において、業務全般にかかる法令諸規則、社内ルール等を遵守していくための諸施策の検討や諸施策の実施状況の報告等が行われています。また、コンプライアンス・オフィサーは、遵守状況の管理・監督を行うとともに、必要に応じて当社の役職員に諸施策の実行を指示します。

③ 機関化回避に関する運営

グループ内取引による機関化を回避するために、グループ企業との各種取引について監査をする外部専門家(弁護士)を選任した上で、自ら率先垂範して運営しています。

４【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

お申込金額の3.24%(税抜3.0%)を上限とする、販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額とします。

お申込手数料は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

なお、下記に記載の照会先においてもご確認いただけます。

お申込手数料は、お申込口数、お申込金額またはお申込金総額に応じて、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を乗じて得た額とします。なお、お申込手数料には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額が加算されます。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

(注)　申込手数料とは、購入時の商品説明、情報提供及び事務手続き等にかかる対価のことをいいます。

委託会社における照会先：

ＳＢＩアセットマネジメント株式会社　(委託会社)
電話番号 03－6229－0097　(受付時間：毎営業日の午前９時～午後５時)
ホームページ http：//www.sbiam.co.jp/

（２）【換金(解約)手数料】

換金(解約)手数料はかかりません。

ただし、換金時に、基準価額から信託財産留保額(当該基準価額に対し0.3%)が差引かれます。

(注)　信託財産留保額とは、換金に伴う有価証券売買委託手数料等の費用のことをいいます。

（３）【信託報酬等】

ファンドの日々の純資産総額に年0.5886%(税抜：年0.545%)を乗じて得た金額とします。運用管理費用(信託報酬)の配分は下記の通りとします。当該報酬は、毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。

運用管理費用 （信託報酬）		年0.5886% (税抜：年0.545%)	信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率
内訳	委託会社	年0.108% (税抜：年0.10%)	ファンドの運用、基準価額の算出、ディスクロージャー等の対価
	販売会社	年0.4536% (税抜：年0.42%)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価
	受託会社	年0.027% (税抜：年0.025%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価
投資対象とする投資信託証券の信託報酬＊1		年0.3888% (税抜：年0.36%)	投資対象とする投資信託証券の管理報酬等
実質的な負担＊2		年0.9774% (税抜：年0.905%)	―

＊1　本ファンドが投資対象とする投資信託証券のうち信託報酬が最大のもの(年0.3888%)を表示しています。

＊2　本ファンドが投資対象とする投資信託の信託報酬を加味した、投資者の皆様が実質的に負担する信託報酬率になります。

（４）【その他の手数料等】

有価証券売買時にかかる売買委託手数料、信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用(情報開示にかかる印刷等費用、郵送費用、公告費用、受益権の管理事務に関連する費用等を含

みます。)、信託財産にかかる会計監査費用及び受託会社の立替えた立替金の利息及びこれらの手数料等にかかる消費税等は、受益者の負担とし信託財産中から差し引かれます。
信託財産にかかる会計監査費用は、計算期間を通じて毎日計上し、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
その他の手数料等は、監査費用を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
また、当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(５)【課税上の取扱い】

収益分配時・換金(解約)・償還時に受益者が負担する税金は平成30年１月末日現在、以下の通りです。なお、以下の内容は税法が改正された場合等には、変更となることがあります。

①　個人の受益者に対する課税

(ｉ)　収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として課税され、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%及び地方税５%)の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告による総合課税もしくは申告分離課税のいずれかを選択することも可能です。

(ii)　解約金及び償還金に対する課税

換金(解約)及び償還時の差益(個別元本超過額)は譲渡所得とみなされ、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%及び地方税５%)の税率により、申告分離課税が適用されます。

なお、源泉徴収口座(特定口座)を選択することも可能です。

・少額投資非課税制度「愛称：ＮＩＳＡ(ニーサ)」、未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアＮＩＳＡ(ジュニアニーサ)」をご利用の場合

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度及び未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。ＮＩＳＡ及びジュニアＮＩＳＡをご利用の場合、毎年一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が５年間非課税となります。ご利用になれるのは販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②　法人の投資者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)及び償還時の差益(個別元本超過額)については配当所得として課税され、15.315%(所得税15%及び復興特別所得税0.315%)の税率で源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)には課税されません。

また、益金不算入制度の適用はありません。

＜注１＞　個別元本について

①　受益者ごとの信託時の受益権の価額等(申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

②　受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込の場合等により把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

③　受益者が元本払戻金(特別分配金)を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

＜注２＞　収益分配金の課税について

①　追加型証券投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

②　受益者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

※　詳しくは、販売会社または税務署等にお問い合わせください。
※　税法が改正された場合等には、上記の内容が変更となる場合があります。
※　課税上の取扱いの詳細については、税務専門家に確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

ＳＢＩスリランカ短期国債ファンド(毎月決算型)

(平成30年１月31日現在)

資産の種類	国　　名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	493,132,090	95.75
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	―	21,872,945	4.25
合計（純資産総額）		515,005,035	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

ＳＢＩスリランカ短期国債ファンド(年２回決算型)

(平成30年１月31日現在)

資産の種類	国　　名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	235,378,854	92.14
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	―	20,084,597	7.86
合計（純資産総額）		255,463,451	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

ＳＢＩスリランカ短期国債ファンド(毎月決算型)

(平成30年１月31日現在)

国／地域	種　類	銘　柄　名	数量	帳簿価額 単　　価 (円)	帳簿価額 金　　額 (円)	評価額 単　価 (円)	評価額 金　額 (円)	投資比率 (%)
日本	投資信託受益証券	ＳＢＩボンドスリランカ短期国債ファンド（適格機関投資家専用）	512,000,000	0.9717	497,510,400	0.9612	492,134,400	95.56
日本	投資信託受益証券	ＦＯＦｓ用短期金融資産ファンド（適格機関投資家専用）	1,004,319	0.9935	997,790	0.9934	997,690	0.19

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別投資比率　　(平成30年１月31日現在)

種　　類	投資比率（%）
投資信託受益証券	95.75
合　　計	95.75

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

ＳＢＩスリランカ短期国債ファンド(年２回決算型)

（平成30年１月31日現在）

国／地域	種　類	銘　柄　名	数量	帳簿価額 単　価 （円）	帳簿価額 金　額 （円）	評価額 単　価 （円）	評価額 金　額 （円）	投資比率 （%）
日本	投資信託受益証券	ＳＢＩボンドスリランカ短期国債ファンド（適格機関投資家専用）	243,842,244	0.9803	239,057,595	0.9612	234,381,164	91.75
日本	投資信託受益証券	ＦＯＦｓ用短期金融資産ファンド（適格機関投資家専用）	1,004,319	0.9936	997,891	0.9934	997,690	0.39

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別投資比率　（平成30年１月31日現在）

種　　類	投資比率（%）
投資信託受益証券	92.14
合　　計	92.14

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

②【投資不動産物件】

ＳＢＩスリランカ短期国債ファンド(毎月決算型)

該当事項はありません。

ＳＢＩスリランカ短期国債ファンド(年２回決算型)

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

ＳＢＩスリランカ短期国債ファンド(毎月決算型)

該当事項はありません。

ＳＢＩスリランカ短期国債ファンド(年２回決算型)

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

ＳＢＩスリランカ短期国債ファンド(毎月決算型)

平成30年１月31日（直近日）現在、同日前１年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

年　月　日	純資産総額 (円)		1万口当たり純資産額 (円)	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間末　（平成29年 6月19日）	705,244,811	708,556,732	9,582	9,627
第2特定期間末　（平成29年12月18日）	530,226,073	532,648,589	9,849	9,894
平成29年 1月末日	745,831,858	－	9,769	－
2月末日	821,153,878	－	9,603	－
3月末日	821,825,773	－	9,492	－
4月末日	789,214,086	－	9,528	－
5月末日	716,397,206	－	9,576	－
6月末日	696,648,128	－	9,624	－
7月末日	673,994,235	－	9,572	－
8月末日	647,811,235	－	9,694	－
9月末日	600,286,282	－	9,985	－
10月末日	555,355,717	－	9,926	－
11月末日	537,660,417	－	9,843	－
12月末日	536,820,227	－	10,007	－
平成30年 1月末日	515,005,035	－	9,665	－

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

ＳＢＩスリランカ短期国債ファンド(年２回決算型)

平成30年１月31日（直近日）現在、同日前１年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

年　月　日	純資産総額 (円)		1万口当たり純資産額 (円)	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末　（平成29年 6月19日）	280,602,347	283,529,628	9,586	9,686
第2計算期間末　（平成29年12月18日）	250,868,987	255,928,571	9,917	10,117
平成29年 1月末日	233,087,690	－	9,763	－
2月末日	276,163,312	－	9,590	－
3月末日	279,647,610	－	9,477	－
4月末日	275,433,288	－	9,549	－
5月末日	281,953,750	－	9,639	－
6月末日	282,874,141	－	9,626	－
7月末日	294,910,902	－	9,616	－
8月末日	286,850,211	－	9,778	－
9月末日	270,498,728	－	10,113	－
10月末日	258,676,743	－	10,106	－
11月末日	256,268,450	－	10,065	－
12月末日	248,475,621	－	10,076	－

平成30年 1月末日	255,463,451	－	9,781	－

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

②【分配の推移】

ＳＢＩスリランカ短期国債ファンド(毎月決算型)

期	計算期間	１万口当たりの分配金（円）
第1特定期間	平成28年12月29日～平成29年 6 月19日	135
第2特定期間	平成29年 6 月20日～平成29年12月18日	270

ＳＢＩスリランカ短期国債ファンド(年２回決算型)

期	計算期間	１万口当たりの分配金（円）
第1計算期間	平成28年12月29日～平成29年 6 月19日	100
第2計算期間	平成29年 6 月20日～平成29年12月18日	200

③【収益率の推移】

ＳＢＩスリランカ短期国債ファンド(毎月決算型)

期	計算期間	収益率（%）
第1特定期間	平成28年12月29日～平成29年 6 月19日	△2.83
第2特定期間	平成29年 6 月20日～平成29年12月18日	5.60

(注) 各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数を記載しております。
なお、第1特定期間の収益率は、前計算期間末（設定時）の基準価額を10,000円として計算しております。

ＳＢＩスリランカ短期国債ファンド(年２回決算型)

期	計算期間	収益率（%）
第1計算期間	平成28年12月29日～平成29年 6 月19日	△3.14
第2計算期間	平成29年 6 月20日～平成29年12月18日	5.54

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数を記載しております。
なお、第1計算期間の収益率は、前計算期間末（設定時）の基準価額を10,000円として計算しております。

（４）【設定及び解約の実績】

ＳＢＩスリランカ短期国債ファンド(毎月決算型)

期	計算期間	設定数量（口）	解約数量（口）	発行済み数量（口）
第1特定期間	平成28年12月29日～平成29年6月19日	969,914,423	233,931,839	735,982,584
第2特定期間	平成29年6月20日～平成29年12月18日	75,145,572	272,791,188	538,336,968

(注) 本邦外における設定及び解約の実績はありません。
第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

ＳＢＩスリランカ短期国債ファンド(年２回決算型)

期	計算期間	設定数量（口）	解約数量（口）	発行済み数量（口）
第1計算期間	平成28年12月29日～平成29年6月19日	333,056,933	40,328,781	292,728,152
第2計算期間	平成29年6月20日～平成29年12月18日	66,889,286	106,638,206	252,979,232

(注) 本邦外における設定及び解約の実績はありません。
第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

＜参考情報＞

SBIスリランカ短期国債ファンド（毎月決算型）

（基準日:2018年1月31日）

基準価額・純資産の推移

（設定日（2016年12月29日）～2018年1月31日）

※基準価額及び税引前分配金再投資基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後の1万口当たりの値です。

基準価額（1万口当たり）	9,665円
純資産総額	515百万円

分配の推移（1万口当たり、税引前）

決算期	金額
第８期（2017年９月19日）	45円
第９期（2017年10月17日）	45円
第10期（2017年11月17日）	45円
第11期（2017年12月18日）	45円
第12期（2018年１月17日）	45円
設定来累計	450円

主要な資産の状況

≪構成比率≫

	組入比率
SBIボンド　スリランカ短期国債ファンド（適格機関投資家専用）	95.56%
FOFs用短期金融資産ファンド（適格機関投資家専用）	0.19%
現金等	4.25%
合計	100.00%

※組入比率は本ファンドの純資産総額に対する比率です。
※比率は表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

年間収益率の推移（暦年ベース）

本ファンドにはベンチマークはありません。

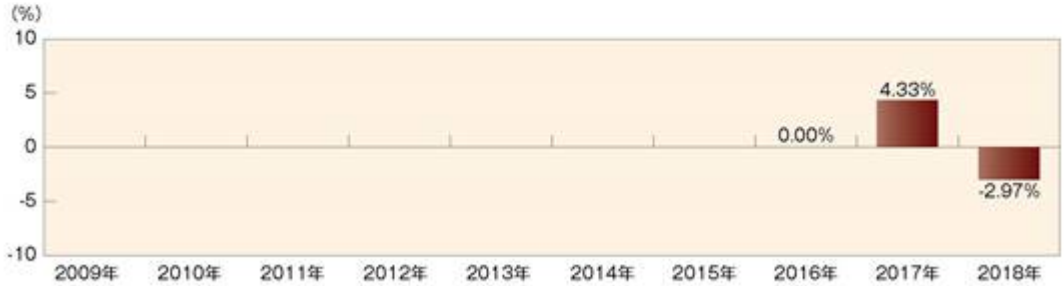

※ファンドの年間収益率は決算時の分配金を非課税で再投資したものとして計算しています。
※2016年は設定日2016年12月29日（10,000円）から年末まで、2018年は1月末までの騰落率です。

最新の運用実績は、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。
※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

SBIスリランカ短期国債ファンド（年2回決算型）

（基準日:2018年1月31日）

基準価額・純資産の推移

（設定日（2016年12月29日）～2018年1月31日）

※基準価額及び税引前分配金再投資基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後の1万口当たりの値です。

基準価額（1万口当たり）	9,781円
純資産総額	255百万円

分配の推移（1万口当たり、税引前）

決算期	金額
第1期（2017年６月19日）	100円
第2期（2017年12月18日）	200円
設定来累計	300円

主要な資産の状況

≪構成比率≫

	組入比率
SBIボンド　スリランカ短期国債ファンド（適格機関投資家専用）	91.75%
FOFs用短期金融資産ファンド（適格機関投資家専用）	0.39%
現金等	7.86%
合計	100.00%

※組入比率は本ファンドの純資産総額に対する比率です。
※比率は表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

年間収益率の推移（暦年ベース）

本ファンドにはベンチマークはありません。

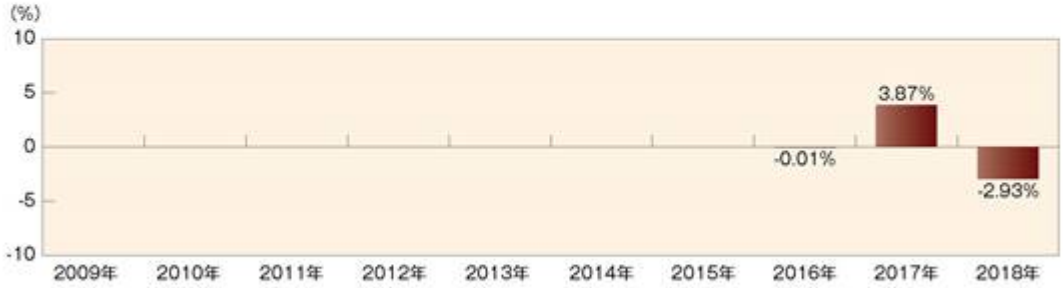

※ファンドの年間収益率は決算時の分配金を非課税で再投資したものとして計算しています。
※2016年は設定日2016年12月29日（10,000円）から年末まで、2018年は1月末までの騰落率です。

最新の運用実績は、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。
※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

第２【管理及び運営】

１【申込(販売)手続等】

（ｉ） お申込日

毎営業日お申込みいただけます。

原則として、営業日の午後３時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込みとします。

したがって、販売会社の申込締切時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の受付分として取扱います。

(注) 販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日(「申込不可日」といいます。)には、原則として申込みができません。

・コロンボ証券取引所、ニューヨークの銀行のいずれかの休業日

詳しくは販売会社へお問い合せください。なお、下記照会先においてもご確認いただけます。

委託会社における照会先：

ＳＢＩアセットマネジメント株式会社　(委託会社)
電話番号 03－6229－0097　(受付時間：毎営業日の午前９時～午後５時)
ホームページ http：//www.sbiam.co.jp/

(ii) お申込単位

・分配金の受取方法により、お申込みには２つの方法があります。(販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。)

・お申込単位は、各販売会社が定めるものとします。(当初１口＝１円)

① 分配金受取コース

② 分配金再投資コース

再投資される収益分配金については１口単位とします。

取得申込に際して、本ファンドにかかる「積立投資契約」(取扱販売会社によっては名称が異なる場合もあります。)を取扱販売会社との間で結んでいただきます。

詳しくは取扱販売会社にお問い合わせください。なお、前記(１)に記載の照会先においてもご確認いただけます。

(iii) お申込価額

取得申込受付日の翌営業日に算出される基準価額

なお、受益者が、収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。

(iv) お申込手数料

お申込金額の3.24%(税抜3.0%)を上限とする販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

お申込手数料は販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは取扱販売会社にご確認ください。なお、前記(１)に記載の照会先においてもご確認いただけます。

お申込手数料は、お申込口数、お申込金額またはお申込金総額に応じて、取得申込受付日の翌営業日に算出される基準価額に販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を乗じて得た額とします。

なお、お申込手数料には、消費税相当額が加算されます。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

(注) 申込手数料とは、購入時の商品説明、情報提供及び事務手続き等にかかる対価のことをいいます。

※本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が

行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

※上記にかかわらず、委託会社は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等、その他やむを得ない事情があるときは、指定販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受付けた取得申込みを取消すことができます。

２【換金(解約)手続等】

ａ．換金の受付

毎営業日お申込みいただけます。

原則として、午後３時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込みとします。

上記時間を過ぎての受付は、翌営業日のお取扱いとなります。

(注)　販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日(「申込不可日」といいます。)には、原則として申込みができません。

・コロンボ証券取引所、ニューヨークの銀行のいずれかの休業日

詳しくは販売会社へお問い合せください。なお、下記照会先においてもご確認いただけます。

ｂ．換金単位

最低単位を1口単位として、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

換金単位は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

なお、下記に記載の照会先においてもご確認いただけます。

委託会社における照会先：

ＳＢＩアセットマネジメント株式会社　(委託会社)
電話番号 03－6229－0097　(受付時間：毎営業日の午前９時～午後５時)
ホームページ http：//www.sbiam.co.jp/

ｃ．換金価額

換金請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額(基準価額に対し0.3%)を控除した価額となります。

換金手数料はありません。基準価額については上記ｂ．の照会先においてもご確認いただけます。

ｄ．換金代金のお支払い

原則として、換金請求受付日から起算して８営業日目以降にお支払いたします。

ｅ．その他

信託財産の資産管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。

上記にかかわらず、販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情(コンピュータの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。)があると委託会社が判断したときは、受益権の一部解約のお申込みの受付を中止すること及びすでに受付けたかかるお申込みを保留または取消すことができます。前記により受益権の一部解約のお申込みの受付が中止された場合またはすでに受付けられたかかるお申込みが保留された場合には、受益者は当該受付中止または保留以前に行った当日の取得のお申込みを撤回できます。ただし、受益者が当該一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の解約請求受付期間に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、上記の規定に準じて計算された価額とします。

※本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

３【資産管理等の概要】

(１)【資産の評価】

(ｉ) 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券及び借入有価証券を除きます。)を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。
(基準価額は便宜上１万口当たりで表示される場合があります。)

(ii) 主な投資対象資産の評価方法

投資信託証券	原則として、投資信託証券の基準価額計算時に知り得る直近の日で評価します。
公社債等	原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。 ① 日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値(平均値) ② 第一種金融商品取引業者、銀行等の提示する価額 ③ 価格情報会社の提供する価額
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行います。

(iii) 基準価額の算出頻度・照会方法

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額(１万口当たり)は最寄りの取扱販売会社にお問い合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。また、日本経済新聞にも原則として計算日の翌日付の朝刊に基準価額(１万口当たり)が掲載されています。
なお、下記照会先においてもご確認いただけます。

委託会社における照会先：

ＳＢＩアセットマネジメント株式会社　(委託会社) 電話番号 03－6229－0097　(受付時間：毎営業日の午前９時～午後５時) ホームページ http：//www.sbiam.co.jp/

(２)【保管】

本ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(３)【信託期間】

本ファンドの信託期間は信託契約締結日から、原則として無期限です。
ただし、後記の「(５)その他」の規定等によりファンドを償還させることがあります。

(４)【計算期間】

ＳＢＩスリランカ短期国債ファンド(毎月決算型)

原則として毎月18日から翌月17日までとします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、初回の計算期間は信託契約締結日から平成29年2月17日までとします。

ＳＢＩスリランカ短期国債ファンド(年２回決算型)

原則として毎年６月18日から12月17日まで、12月18日から翌年６月17日までとします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、初回の計算期間は信託契約締結日から平成29年６月19日までとします。

(５)【その他】

(ｉ) 信託の終了

① 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託会社は、この信託が主要投資対象とする「ＳＢＩボンド　スリランカ短期国債ファンド(適格機関投資家専用)」が存続しないこととなる場合は、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託会社は、前記①の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④ 前記③の書面決議において、受益者(委託会社及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。
なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 前記③の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上 にあたる多数をもって行います。

⑥ 前記③から⑤までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、前記②の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記③から⑤までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

(ii) その他の事由による信託の終了

委託会社は、監督官庁より、この信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務廃止のときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、下記「(iii)約款

変更等」の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

(iii) 約款変更等

① 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託会社は、前記①の事項(前記①の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前記①の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前記②の書面決議において、受益者(委託会社及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 前記②の書面決議は議決権が行使できる受益者の議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 前記②から⑤までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(iv) 公告

委託会社が受益者に対して行う公告は、日刊工業新聞に掲載されます。

(ｖ) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

本ファンドは、受益者が信託約款の規定による一部解約請求を行なったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託約款に規定する信託契約の解約または信託約款に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第１項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(vi) 関係法人との契約の更改

募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、１年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。

(vii) 運用報告書

ＳＢＩスリランカ短期国債ファンド(毎月決算型)

ＳＢＩスリランカ短期国債ファンド(年２回決算型)

毎年６月、12月の決算時及び信託終了時に期中の運用経過、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページに掲載します。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の請求があった場合には、これを交付します。

４【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

（１） 収益分配金・償還金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を所有する受益権の口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。収益分配金の請求権は支払開始日から５年間、償還金の請求権は支払開始日から10年間その支払いを請求しないときはその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(注) 本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、その場合の分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算日から起算して５営業日目までにお支払いします。
積立投資契約を締結している場合は、税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。

（２） 換金請求権

受益者は、保有する受益権について販売会社に換金を請求する権利を有します。

（３） 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に本ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

ＳＢＩスリランカ短期国債ファンド(毎月決算型)

1)　本ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
　なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2)　本ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月（特定期間）ごとに作成しております。

3)　本ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成29年6月20日から平成29年12月18日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

１【財務諸表】

【ＳＢＩスリランカ短期国債ファンド(毎月決算型)】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第1特定期間 平成29年 6月19日現在	第2特定期間 平成29年12月18日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	8,756,386	26,521,112
投資信託受益証券	703,585,496	506,832,691
未収入金	5,641,800	7,918,400
流動資産合計	717,983,682	541,272,203
資産合計	717,983,682	541,272,203
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	3,311,921	2,422,516
未払解約金	8,119,066	7,539,589
未払受託者報酬	17,476	12,339
未払委託者報酬	363,475	256,668
未払利息	23	72
その他未払費用	926,910	814,946
流動負債合計	12,738,871	11,046,130
負債合計	12,738,871	11,046,130
純資産の部		
元本等		
元本	735,982,584	538,336,968
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△30,737,773	△8,110,895
（分配準備積立金）	1,253,764	2,524,362
元本等合計	705,244,811	530,226,073
純資産合計	705,244,811	530,226,073
負債純資産合計	717,983,682	541,272,203

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1特定期間 自　平成28年12月29日 至　平成29年 6月19日	第2特定期間 自　平成29年 6月20日 至　平成29年12月18日
営業収益		
受取配当金	13,365,000	20,311,500
有価証券売買等損益	△25,899,604	16,339,295
営業収益合計	△12,534,604	36,650,795
営業費用		
支払利息	8,330	8,336
受託者報酬	92,831	83,219
委託者報酬	1,930,833	1,731,032
その他費用	926,910	815,093
営業費用合計	2,958,904	2,637,680
営業利益又は営業損失（△）	△15,493,508	34,013,115
経常利益又は経常損失（△）	△15,493,508	34,013,115
当期純利益又は当期純損失（△）	△15,493,508	34,013,115
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△527,372	1,794,272
期首剰余金又は期首欠損金（△）	-	△30,737,773
剰余金増加額又は欠損金減少額	9,332,173	8,822,202
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	9,332,173	8,822,202
剰余金減少額又は欠損金増加額	14,404,312	1,709,595
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	14,404,312	1,709,595
分配金	10,699,498	16,704,572
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△30,737,773	△8,110,895

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、特定期間末日の前営業日の基準価額で評価しております。
２.収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、入金金額との差額については入金時に計上しております。
３.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの計算期間及び特定期間 本ファンドの計算期間は原則として、毎月18日から翌月17日まで、又特定期間は原則として、毎年6月18日から12月17日まで及び12月18日から翌年6月17日としておりますが、当特定期間の期首及び当特定期間末日が休業日のため、当特定期間は平成29年6月20日から平成29年12月18日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第1特定期間 平成29年 6月19日現在	第2特定期間 平成29年12月18日現在
１． 特定期間の末日における受益権の総数	735,982,584口	538,336,968口
２． 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	30,737,773円	8,110,895円
３． 1口当たり純資産額	0.9582円	0.9849円
(10,000口当たり純資産額)	(9,582円)	(9,849円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第1特定期間 自 平成28年12月29日 至 平成29年 6月19日	第2特定期間 自 平成29年 6月20日 至 平成29年12月18日
１.分配金の計算過程	(自平成28年12月29日　至平成29年 2月17日) 計算期間末日における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（0円）、及び分配準備積立金（0円）より、分配対象収益は0円（１万口当たり0円）となり、本ファンドの分配方針に則り、当期の収益分配はおこなっておりません。	(自平成29年 6月20日　至平成29年 7月18日) 計算期間末日における費用控除後の配当等収益（3,738,646円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（290,662円）、及び分配準備積立金（1,199,173円）より、分配対象収益は5,228,481円（１万口当たり73.40円）となり、本ファンドの分配方針に則り、1万口当たり45円の分配を行っております。

	(自平成29年 2月18日　至平成29年 3月17日） 計算期間末日における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（0円）、及び分配準備積立金（0円）より、分配対象収益は0円（１万口当たり0円）となり、本ファンドの分配方針に則り、当期の収益分配はおこなっておりません。 (自平成29年 3月18日　至平成29年 4月17日） 計算期間末日における費用控除後の配当等収益（4,083,908円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（7,545円）、及び分配準備積立金（0円）より、分配対象収益は4,091,453円（１万口当たり48.19円）となり、本ファンドの分配方針に則り、1万口当たり45円の分配を行っております。 (自平成29年 4月18日　至平成29年 5月17日） 計算期間末日における費用控除後の配当等収益（4,312,653円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（99,227円）、及び分配準備積立金（264,665円）より、分配対象収益は4,676,545円（１万口当たり58.97円）となり、本ファンドの分配方針に則り、1万口当たり45円の分配を行っております。 (自平成29年 5月18日　至平成29年 6月19日） 計算期間末日における費用控除後の配当等収益（3,497,272円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（116,082円）、及び分配準備積立金（1,068,413円）より、分配対象収益は4,681,767円（１万口当たり63.59円）となり、本ファンドの分配方針に則り、1万口当たり45円の分配を行っております。	(自平成29年 7月19日　至平成29年 8月17日） 計算期間末日における費用控除後の配当等収益（3,293,129円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（314,780円）、及び分配準備積立金（1,711,427円）より、分配対象収益は5,319,336円（１万口当たり78.34円）となり、本ファンドの分配方針に則り、1万口当たり45円の分配を行っております。 (自平成29年 8月18日　至平成29年 9月19日） 計算期間末日における費用控除後の配当等収益（3,242,537円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（330,612円）、及び分配準備積立金（1,929,641円）より、分配対象収益は5,502,790円（１万口当たり84.75円）となり、本ファンドの分配方針に則り、1万口当たり45円の分配を行っております。 (自平成29年 9月20日　至平成29年10月17日） 計算期間末日における費用控除後の配当等収益（3,051,047円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（333,058円）、及び分配準備積立金（2,030,355円）より、分配対象収益は5,414,460円（１万口当たり92.27円）となり、本ファンドの分配方針に則り、1万口当たり45円の分配を行っております。 (自平成29年10月18日　至平成29年11月17日） 計算期間末日における費用控除後の配当等収益（2,556,172円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（358,905円）、及び分配準備積立金（2,271,122円）より、分配対象収益は5,186,199円（１万口当たり94.83円）となり、本ファンドの分配方針に則り、1万口当たり45円の分配を行っております。	

		(自平成29年11月18日　至平成29年12月18日) 計算期間末日における費用控除後の配当等収益（2,634,301円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（391,433円）、及び分配準備積立金（2,312,577円）より、分配対象収益は5,338,311円（１万口当たり99.15円）となり、本ファンドの分配方針に則り、1万口当たり45円の分配を行っております。
２.追加情報	平成28年1月29日の日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融市場では利回り水準が低下しております。この影響により、利息に相当する額を本ファンドが実質的に負担する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息として表示しております。	平成28年1月29日の日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融市場では利回り水準が低下しております。この影響により、利息に相当する額を本ファンドが実質的に負担する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息として表示しております。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

項目	第1特定期間 自　平成28年12月29日 至　平成29年　6月19日	第2特定期間 自　平成29年　6月20日 至　平成29年12月18日
１.金融商品に対する取組方針	本ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	本ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
２.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	本ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、金利変動リスク、カントリーリスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等にさらされております。	本ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、金利変動リスク、カントリーリスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等にさらされております。
３.金融商品に係るリスクの管理体制	常勤役員、最高運用責任者、審査室長、商品企画部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する運用考査会議にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び改善勧告を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。	常勤役員、最高運用責任者、審査室長、商品企画部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する運用考査会議にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び改善勧告を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。

	①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

項目	第1特定期間 平成29年 6月19日現在	第2特定期間 平成29年12月18日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 上記以外の金融商品 これらの商品は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 上記以外の金融商品 これらの商品は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4.金銭債権及び満期のある有価証券の特定期間末日後の償還予定額	金銭債権 全額が1年以内に償還されます。 有価証券（売買目的有価証券を除く。）のうち満期のあるもの 該当事項はありません。	金銭債権 全額が1年以内に償還されます。 有価証券（売買目的有価証券を除く。）のうち満期のあるもの 該当事項はありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第1特定期間 自 平成28年12月29日 至 平成29年 6月19日	第2特定期間 自 平成29年 6月20日 至 平成29年12月18日
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
投資信託受益証券	△14,700,200	4,127,799
合計	△14,700,200	4,127,799

（デリバティブ取引等に関する注記）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第1特定期間 自 平成28年12月29日 至 平成29年 6月19日	第2特定期間 自 平成29年 6月20日 至 平成29年12月18日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（元本の移動）

項目	第1特定期間 自 平成28年12月29日 至 平成29年 6月19日	第2特定期間 自 平成29年 6月20日 至 平成29年12月18日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	340,136,359円	735,982,584円
期中追加設定元本額	629,778,064円	75,145,572円
期中一部解約元本額	233,931,839円	272,791,188円

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額(口)	評価額	備考
投資信託受益証券	ＳＢＩボンド　スリランカ短期国債ファンド （適格機関投資家専用）	516,000,000	505,834,800	
	ＦＯＦｓ用短期金融資産ファンド （適格機関投資家専用）	1,004,319	997,891	
合計		517,004,319	506,832,691	

（注1）券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

ＳＢＩスリランカ短期国債ファンド(年2回決算型)

1)　本ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
　なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2)　本ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期計算期間（平成29年6月20日から平成29年12月18日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

【ＳＢＩスリランカ短期国債ファンド(年2回決算型)】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第1期 平成29年 6月19日現在	第2期 平成29年12月18日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	9,948,391	9,733,715
投資信託受益証券	275,572,168	244,647,379
未収入金	-	4,000,000
流動資産合計	285,520,559	258,381,094
資産合計	285,520,559	258,381,094
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	2,927,281	5,059,584
未払解約金	345,275	881,570
未払受託者報酬	32,977	36,902
未払委託者報酬	685,742	767,463
未払利息	27	26
その他未払費用	926,910	766,562
流動負債合計	4,918,212	7,512,107
負債合計	4,918,212	7,512,107
純資産の部		
元本等		
元本	292,728,152	252,979,232
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△12,125,805	△2,110,245
（分配準備積立金）	195,864	2,107,526
元本等合計	280,602,347	250,868,987
純資産合計	280,602,347	250,868,987
負債純資産合計	285,520,559	258,381,094

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期 自　平成28年12月29日 至　平成29年 6月19日	第2期 自　平成29年 6月20日 至　平成29年12月18日
営業収益		
受取配当金	4,802,680	8,935,569
有価証券売買等損益	△9,230,512	7,139,642
営業収益合計	△4,427,832	16,075,211
営業費用		
支払利息	2,764	5,093
受託者報酬	32,977	36,902
委託者報酬	685,742	767,463
その他費用	926,910	766,670
営業費用合計	1,648,393	1,576,128
営業利益又は営業損失（△）	△6,076,225	14,499,083
経常利益又は経常損失（△）	△6,076,225	14,499,083
当期純利益又は当期純損失（△）	△6,076,225	14,499,083
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△1,391,306	2,355,123
期首剰余金又は期首欠損金（△）	-	△12,125,805
剰余金増加額又は欠損金減少額	475,107	4,226,973
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	475,107	4,226,973
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,988,712	1,295,789
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,988,712	1,295,789
分配金	2,927,281	5,059,584
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△12,125,805	△2,110,245

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、計算期間末日の前営業日の基準価額で評価しております。
２.収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、入金金額との差額については入金時に計上しております。
３.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は原則として、毎年6月18日から12月17日まで及び、12月18日から翌年6月17日までとしておりますが、前計算期間末日及び当計算期間末日が休業日のため、第2期計算期間は平成29年 6月20日から平成29年12月18日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第1期 平成29年 6月19日現在	第2期 平成29年12月18日現在
１． 計算期間の末日における受益権の総数	292,728,152口	252,979,232口
２． 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	12,125,805円	2,110,245円
３． 1口当たり純資産額	0.9586円	0.9917円
(10,000口当たり純資産額)	(9,586円)	(9,917円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第1期 自 平成28年12月29日 至 平成29年 6月19日	第2期 自 平成29年 6月20日 至 平成29年12月18日
１.分配金の計算過程	計算期間末日における費用控除後の配当等収益（3,123,145円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（84,770円）、及び分配準備積立金（0円）より、分配対象収益は3,207,915円（１万口当たり109.58円）となり、本ファンドの分配方針に則り、一万口当たり100円の分配を行っております。	計算期間末日における費用控除後の配当等収益（7,022,625円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（620,897円）、及び分配準備積立金（144,485円）より、分配対象収益は7,788,007円（１万口当たり307.84円）となり、本ファンドの分配方針に則り、一万口当たり200円の分配を行っております。
２.追加情報	平成28年1月29日の日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融市場では利回り水準が低下しております。この影響により、利息に相当する額を本ファンドが実質的に負担する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息として表示しております。	平成28年1月29日の日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融市場では利回り水準が低下しております。この影響により、利息に相当する額を本ファンドが実質的に負担する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息として表示しております。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

項目	第1期 自 平成28年12月29日 至 平成29年 6月19日	第2期 自 平成29年 6月20日 至 平成29年12月18日
1.金融商品に対する取組方針	本ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	本ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	本ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、金利変動リスク、カントリーリスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等にさらされております。	本ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、金利変動リスク、カントリーリスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等にさらされております。
3.金融商品に係るリスクの管理体制	常勤役員、最高運用責任者、審査室長、商品企画部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する運用考査会議にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び改善勧告を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	常勤役員、最高運用責任者、審査室長、商品企画部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する運用考査会議にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び改善勧告を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

項目	第1期 平成29年 6月19日現在	第2期 平成29年12月18日現在

1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 上記以外の金融商品 これらの商品は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 上記以外の金融商品 これらの商品は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4.金銭債権及び満期のある有価証券の計算期間末日後の償還予定額	金銭債権 全額が1年以内に償還されます。 有価証券（売買目的有価証券を除く。）のうち満期のあるもの 該当事項はありません。	金銭債権 全額が1年以内に償還されます。 有価証券（売買目的有価証券を除く。）のうち満期のあるもの 該当事項はありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第1期 自 平成28年12月29日 至 平成29年 6月19日	第2期 自 平成29年 6月20日 至 平成29年12月18日
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	△8,136,229	5,845,687
合計	△8,136,229	5,845,687

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第1期 自 平成28年12月29日 至 平成29年 6月19日	第2期 自 平成29年 6月20日 至 平成29年12月18日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（元本の移動）

項目	第1期 自 平成28年12月29日 至 平成29年 6月19日	第2期 自 平成29年 6月20日 至 平成29年12月18日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	142,188,518円	292,728,152円
期中追加設定元本額	190,868,415円	66,889,286円
期中一部解約元本額	40,328,781円	106,638,206円

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額(口)	評価額	備考
投資信託受益証券	ＳＢＩボンド　スリランカ短期国債ファンド （適格機関投資家専用）	248,545,842	243,649,488	
	ＦＯＦｓ用短期金融資産ファンド （適格機関投資家専用）	1,004,319	997,891	
合計		249,550,161	244,647,379	

（注1）券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

・ＳＢＩスリランカ短期国債ファンド(毎月決算型)

	平成30年１月31日現在
Ⅰ　資産総額	518,455,035円
Ⅱ　負債総額	3,450,000円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	515,005,035円
Ⅳ　発行済口数	532,833,540口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.9665円
（１万口当たり純資産額）	（9,665円）

・ＳＢＩスリランカ短期国債ファンド(年２回決算型)

	平成30年１月31日現在
Ⅰ　資産総額	256,273,856円
Ⅱ　負債総額	810,405円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	255,463,451円
Ⅳ　発行済口数	261,185,947口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.9781円
（１万口当たり純資産額）	（9,781円）

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１） 名義書換についてその手続き、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所ならびに手数料

該当事項はありません。

（２） 受益者に対する特典

該当事項はありません。

（３） 受益権の譲渡

受益権の譲渡制限は設けておりません。

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前記①の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 前記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（４） 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

（５） 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（６） 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

（７） 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１） 資本金の額

① 資本金の額(平成30年１月末日現在)

委託会社の資本金の額は金４億20万円です。

② 発行する株式の総数

委託会社の発行する株式の総数は14万6,400株です。

③ 発行済株式の総数

委託会社がこれまでに発行した株式の総数は３万6,600株です。

④ 最近５年間における主な資本金の額の増減

該当事項はありません。

（２） 委託会社の機構

① 委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。

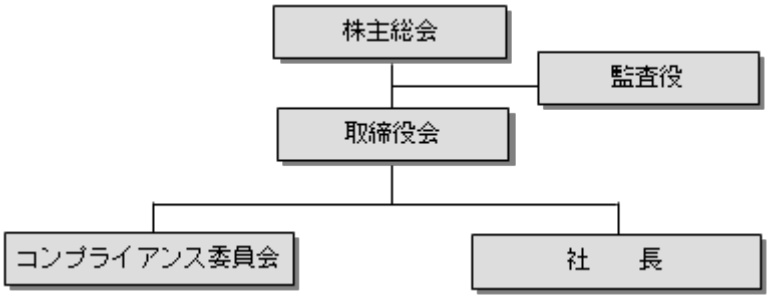

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故有るときにその職務を代行します。委託会社の一切の活動における法令遵守に関して管理監督する機関としてコンプライアンス委員会をおきます。コンプライアンス委員会は、取締役会に直属し、委託会社が法律上・規制上の一切の要件と社内の方針とを遵守するという目的に関し、法律により許可されているすべての権限を行使することができます。監査役は、委託会社の会計監査及び業務監査を行います。

② 投資運用の意思決定機構

（イ） 市場環境分析・企業分析

ファンドマネジャー、アナリストによる市場環境、業種、個別企業などの調査・分析及び基本投資戦略の協議・策定を行います。

（ロ） 投資基本方針の策定

最高運用責任者のもとで開催される「運用会議」において、市場動向・投資行動・市場見通し・投資方針等を策定します。

(ハ)　運用基本方針の決定

「運用会議」の策定内容を踏まえ、常勤役員、最高運用責任者、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成される「投資戦略委員会」において運用の基本方針が決定されます。

(ニ)　投資銘柄の策定、ポートフォリオの構築

ファンドマネジャーは、この運用の基本方針に沿って、各ファンドの運用計画書を策定し、最高運用責任者の承認後、売買の指図を行います。ただし、未公開株及び組合への投資を行う場合は、それぞれ「未公開株投資委員会」、「組合投資委員会」での承認後、売買の指図等を行います。

(ホ)　パフォーマンス分析、リスク分析・評価

ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用方針の確認・見直しを行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。
現在、委託会社が運用を行っている投資信託(マザーファンドは除きます)は以下の通りです。

(平成30年１月末日現在)

ファンドの種類	本　数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	49	354,555

３【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表の作成方法について

委託会社であるＳＢＩアセットマネジメント株式会社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)、並びに同規則第２条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年８月６日内閣府令第52号）により作成しております。

また、当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年８月６日内閣府令第52号）に基づき作成されております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第31期事業年度（自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日）の財務諸表について、及び第32期事業年度の中間会計期間（自　平成29年４月１日　至　平成29年９月30日）の中間財務諸表について、優成監査法人により監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年３月31日)	当事業年度 (平成29年３月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	992,039	1,190,923
前払費用	1,931	18,512
未収委託者報酬	242,188	233,608
未収運用受託報酬	7,056	8,533
未収投資顧問料	※2 1,222	－
繰延税金資産	5,522	3,150
その他	12,937	11,264
流動資産合計	1,262,897	1,465,992
固定資産		
有形固定資産		
建物	－	※ 53
器具備品	※1 2,181	※ 1,857
リース資産	※1 627	－
有形固定資産合計	2,808	1,910
無形固定資産		
電話加入権	67	67
ソフトウェア	3,322	2,536
商標権	1,519	1,509
無形固定資産合計	4,909	4,113
投資その他の資産		
関係会社株式	127,776	127,776
長期差入保証金	※2 19,856	19,856
投資その他の資産合計	147,633	147,633
固定資産合計	155,351	153,657
資産合計	1,418,249	1,619,650

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年３月31日)	当事業年度 (平成29年３月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	1,579	477
未払金	207,901	222,657
未払手数料	184,718	198,172
未払法人税等	87,110	48,193
未払消費税等	21,611	8,854
リース債務	714	－
流動負債合計	318,919	280,183
負債合計	318,919	280,183
純資産の部		
株主資本		
資本金	400,200	400,200
利益剰余金		
利益準備金	30,012	30,012
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	669,117	909,254
利益剰余金合計	699,129	939,266
株主資本合計	1,099,329	1,339,466
純資産合計	1,099,329	1,339,466
負債純資産合計	1,418,249	1,619,650

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年４月１日 至 平成28年３月31日)	当事業年度 (自 平成28年４月１日 至 平成29年３月31日)
営業収益		
委託者報酬	1,763,792	1,661,953
運用受託報酬	42,642	45,489
投資顧問料	5,322	4,011
営業収益合計	1,811,757	1,711,454
営業費用		
支払手数料	1,074,399	1,014,112
広告宣伝費	2,313	686
調査費	25,501	25,912
調査費	25,501	25,912
委託計算費	92,130	96,123
営業雑経費	23,101	13,344
通信費	894	827
印刷費	19,869	9,975
協会費	1,672	2,171
諸会費	490	49
その他営業雑経費	175	319
営業費用合計	1,217,446	1,150,178
一般管理費		
給料	139,115	134,722
役員報酬	15,800	27,378
給料・手当	123,315	107,343
交際費	170	75
旅費交通費	3,801	3,787
福利厚生費	22,054	19,124
租税公課	5,008	7,729
不動産賃借料	21,228	17,574
消耗品費	2,410	1,751
事務委託費	9,056	11,556
退職給付費用	6,023	4,300
固定資産減価償却費	2,192	1,973
諸経費	8,427	11,737
一般管理費合計	219,488	214,332
営業利益	374,822	346,943
営業外収益		
受取利息	222	55
雑収入	121	923
営業外収益合計	343	978
営業外費用		
支払利息	45	13
為替差損	－	0

有価証券売却損	1	－
雑損失	72	－
営業外費用合計	118	13
経常利益	375,047	347,908
税引前当期純利益	375,047	347,908
法人税、住民税及び事業税	125,131	105,400
法人税等調整額	△409	2,371
法人税等合計	124,721	107,771
当期純利益	250,325	240,136

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　平成27年４月１日　　至　平成28年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
			繰越利益剰余金			
当期首残高	400,200	30,012	418,792	448,804	849,004	849,004
当期変動額						
当期純利益			250,325	250,325	250,325	250,325
当期変動額合計	—	—	250,325	250,325	250,325	250,325
当期末残高	400,200	30,012	669,117	699,129	1,099,329	1,099,329

当事業年度（自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
			繰越利益剰余金			
当期首残高	400,200	30,012	669,117	699,129	1,099,329	1,099,329
当期変動額						
当期純利益			240,136	240,136	240,136	240,136
当期変動額合計	—	—	240,136	240,136	240,136	240,136
当期末残高	400,200	30,012	909,254	939,266	1,339,466	1,339,466

重要な会計方針

１.有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法に基づく原価法

２.固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。なお主な耐用年数は、建物が10年、器具備品が３-15年であります。

② 無形固定資産
定額法を採用しております。自社利用のソフトウエアについては社内における利用可能期間(５年)に基づく定額法によっております。

③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、リース期間ごとのリース料総額が3,000千円以下の場合等、重要性が乏しいリース資産については、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

３.外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

４.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
消費税及び地方消費税の会計処理
税抜方式によっております。

（追加情報）
「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当事業年度から適用しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成28年３月31日)	当事業年度 (平成29年３月31日)
＊１　有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 器具備品　3,046千円 リース資産　2,510千円 合計　5,556千円 ＊２　関係会社に対する資産及び負債 長期差入保証金　19,802千円	＊　有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 建物　0千円 器具備品　3,519千円 合計　3,520千円

(損益計算書関係)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	36,600	―	―	36,600

２．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

３．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４．配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	増加	減少	当事業年度末 株式数
普通株式(株)	36,600	―	―	36,600

２．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

３．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４．配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

前事業年度（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）

１.ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

本社における複写機（器具備品）であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

２.オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。

当事業年度（自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日）

リース取引の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（金融商品関係）

前事業年度（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は資金運用については短期的な預金等に限定しております。なお、事業及び設備投資に必要な自己資金を有しているため、外部からの資金調達の計画はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資顧問料は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、１年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、経理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等の把握を行っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成28年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注２)を参照ください。）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預金	992,039	992,039	―
(2) 未収委託者報酬	242,188	242,188	―
(3) 未収運用受託報酬	7,056	7,056	―
(4) 未収投資顧問料	1,222	1,222	―
資産計	1,242,506	1,242,506	―
(1)未払金	207,901	207,901	―
(2)リース債務	714	714	―
負債計	208,616	208,616	―

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬及び(4)未収投資顧問料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規の同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
(1) 子会社株式	127,776
(2) 長期差入保証金	19,856

(1) 子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(2) 長期差入保証金については、期限の定めが無いため、将来キャッシュ・フローの算定が困難であることから、時価開示の対象とはしておりません。

（注３）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内
預金	992,039
未収委託者報酬	242,188
未収運用受託報酬	7,056
未収投資顧問料	1,222
合計	1,242,506

（注４）リース債務の決算日後の返済予定額

	１年以内（千円）	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）	５年超（千円）
リース債務	714	―	―	―	―	―

当事業年度（自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、一時的な余剰資金の運用については短期的な預金等に限定しております。なお、事業及び設備投資に必要な自己資金を有しているため、外部からの資金調達の計画はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、受託銀行にて分別管理されている信託財産より生じる信託報酬債権であり、その信用リスクは軽微であります。未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である未払手数料等は、１年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については経理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等の把握を行っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成29年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注２)を参照ください。）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預金	1,190,923	1,190,923	―
(2) 未収委託者報酬	233,608	233,608	―
(3) 未収運用受託報酬	8,533	8,533	―
資産計	1,433,065	1,433,065	―
未払金	222,657	222,657	―
負債計	222,657	222,657	―

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)預金　(2)未収委託者報酬　(3)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
(1) 子会社株式	127,776
(2) 長期差入保証金	19,856

(1) 子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(2) 長期差入保証金については、期限の定めが無いため、将来キャッシュ・フローの算定が困難であることから、時価開示の対象とはしておりません。

（注３）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内
預金	1,190,923
未収委託者報酬	233,608
未収運用受託報酬	8,533
合計	1,433,065

（有価証券関係）

前事業年度（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額　関係会社株式 127,776千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日)

子会社株式（貸借対照表計上額　関係会社株式 127,776千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度（自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型年金制度を採用しております。

２．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度（自 平成27年４月１日　至 平成28年３月31日）5,290千円、当事業年度（自 平成28年４月１日　至 平成29年３月31日）4,300千円であります。

(税効果会計関係)

前事業年度 （平成28年３月31日）	当事業年度 （平成29年３月31日）
１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産	繰延税金資産
電話加入権　438千円	電話加入権　438千円
関係会社株式評価損　19,114	関係会社株式評価損　19,114
未払事業税　4,422	未払事業税　364
その他未払税金　1,001	その他未払税金　2,409
その他　99	その他　376
繰延税金資産小計　25,075	繰延税金資産小計　22,703
評価性引当額　△19,552	評価性引当額　△19,552
繰延税金資産合計　5,522	繰延税金資産合計　3,150
２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳 当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の５以下であるため注記を省略しております。	２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳 同左

３．法定実効税率の変更による繰延税金資産の金額の修正 **「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の33.10%から平成28年４月１日に開始する事業年度及び平成29年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.86%に、平成30年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.62%となります。** **この結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が264千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が同額減少しております。**	**３．法定実効税率の変更による繰延税金資産の金額の修正** **該当事項はありません。**

（セグメント情報）

前事業年度（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）

（セグメント情報）

当社の事業は、投資運用業及び投資助言業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連情報）

１．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1)売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益
グローバル・リート・トリプル・プレミアム・ファンド（毎月分配型）	289,153
ＳＢＩインド＆ベトナム株ファンド	181,343

（報告セグメントごとの減損損失に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

当事業年度(自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日)

（セグメント情報）

当社の事業は、投資運用業及び投資助言業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連情報）

１．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1)売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益
グローバル・リート・トリプル・プレミアム・ファンド（毎月分配型）	273,228
ＳＢＩ/アリアンツ日本株集中投資戦略ファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家専用）	183,987

（報告セグメントごとの減損損失に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度　(自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日)

１.関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ＳＢＩホールディングス株式会社	東京都港区	81,681	グループの統括・運営	(被所有)間接 49.5%	不動産、設備利用・業務委託役員の兼任	事務所敷金の差入	―	長期差入保証金	19,802
							不動産転借、ネットワーク設備利用他	25,635	未払金	2,895

（注）１．取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
２．不動産転貸の条件は、同社に適用される賃借条件と同一の条件となっております。
３．設備利用料は、市場価格を勘案し、取引先との協議によって決定しております。

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	株式会社SBI証券	東京都港区	47,937	証券業	―	販売委託	販売委託支払手数料	464,126	未払金	71,057

（注）１．取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
２．販売委託の条件は、市場価格を勘案し、取引先との協議によって決定しております。

２.親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

モーニングスター株式会社（東京証券取引所　ジャスダック市場）

ＳＢＩグローバルアセットマネジメント株式会社（非上場）

ＳＢＩホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）

当事業年度　（自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日）

１.関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ＳＢＩホールディングス株式会社	東京都港区	81,681	グループの統括・運営	(被所有)間接 49.5%	不動産設備利用 役員の兼任	事務所敷金の差入	―	長期差入保証金	19,802

（注）１．取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
２．不動産設備利用に係る保証条件は、同社に適用される保証条件と同一の条件となっております。

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	株式会社SBI証券	東京都港区	48,323	証券業	―	販売委託	販売委託支払手数料	397,985	未払金	73,724

（注）１．取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
２．販売委託の条件は、市場価格を勘案し、取引先との協議によって決定しております。

２.親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

モーニングスター株式会社（東京証券取引所　ジャスダック市場）

ＳＢＩグローバルアセットマネジメント株式会社（非上場）

ＳＢＩホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

	前事業年度 自　平成27年４月１日 至　平成28年３月31日	当事業年度 自　平成28年４月１日 至　平成29年３月31日
１株当たり純資産額 １株当たり当期純利益	30,036円33銭 6,839円48銭 なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	36,597円44銭 6,561円11銭 なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) １株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 自　平成27年４月１日 至　平成28年３月31日	当事業年度 自　平成28年４月１日 至　平成29年３月31日
当期純利益(千円)	250,325	240,136
普通株主に帰属しない金額(千円)	―	―
普通株式に係る当期純利益　(千円)	250,325	240,136
期中平均株式数(株)	36,600	36,600

(重要な後発事象)

前事業年度(自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日)

該当事項はありません。

中間財務諸表

（１）中間貸借対照表

(単位：千円)

	当中間会計期間 (平成29年９月30日)
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,413,645
前払費用	24,102
未収委託者報酬	324,507
繰延税金資産	5,059
その他	9,575
流動資産合計	1,776,891
固定資産	
有形固定資産	
建物	※1 1,294
器具備品	※1 1,620
有形固定資産合計	2,915
無形固定資産	
電話加入権	67
ソフトウェア	6,593
商標権	1,455
無形固定資産合計	8,116
投資その他の資産	
関係会社株式	127,776
長期差入保証金	19,856
その他	3,486
投資その他の資産合計	151,119
固定資産合計	162,150
資産合計	1,939,041

(単位：千円)

	当中間会計期間 (平成29年９月30日)
負債の部	
流動負債	
預り金	3,354
未払金	302,227
未払手数料	270,572
未払法人税等	88,660
未払消費税等	※2 19,367
その他	4,860
流動負債合計	418,469
負債合計	418,469
純資産の部	
株主資本	
資本金	400,200
利益剰余金	
利益準備金	30,012
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	1,090,360
利益剰余金合計	1,120,372
株主資本合計	1,520,572
純資産合計	1,520,572
負債純資産合計	1,939,041

(２)中間損益計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 平成29年４月１日 至 平成29年９月30日)
営業収益	
委託者報酬	1,373,874
運用受託報酬	16,380
営業収益合計	1,390,255
営業費用	1,013,724
一般管理費	※ 114,003
営業利益	262,526
営業外収益	14
営業外費用	0
経常利益	262,540
税引前中間純利益	262,540
法人税、住民税及び事業税	83,344
法人税等調整額	△1,909
法人税等合計	81,434
中間純利益	181,105

注記事項

（重要な会計方針）

１．資産の評価基準及び評価方法
有価証券
子会社株式
移動平均法に基づく原価法

２．固定資産の減価償却の方法
①有形固定資産
定額法を採用しております。なお主な耐用年数は、建物が10年、器具備品が３－15年であります。
②無形固定資産
定額法を採用しております。自社利用のソフトウエアについては社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

３．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項
消費税及び地方消費税の会計処理
税抜方式によっております。

(中間貸借対照表関係)

※１　有形固定資産の減価償却累計額

	当中間会計期間 （平成29年９月30日）
建物	57千円
器具備品	3,756千円

※２　消費税及び地方消費税の取扱い
仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。

（中間損益計算書関係）

※　減価償却実施額

	当中間会計期間 (自　平成29年４月１日 至　平成29年９月30日)
有形固定資産	289千円
無形固定資産	652千円

（金融商品関係）

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注２)参照）。

当中間会計期間（平成29年９月30日）

	中間貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
(1) 現金及び預金	1,413,645	1,413,645	―

(2) 未収委託者報酬	324,507	324,507	―
資産計	1,738,153	1,738,153	―
未払金	302,227	302,227	―
負債計	302,227	302,227	―

（注１）金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金及び預金、(2)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	中間貸借対照表計上額（千円）
(1) 関係会社株式	127,776
(2) 長期差入保証金	19,856

(1) 関係会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(2) 長期差入保証金については、期限の定めが無いため、将来キャッシュ・フローの算定が困難であることから、時価開示の対象とはしておりません。

（有価証券関係）

子会社株式（中間貸借対照表計上額　関係会社株式 127,776千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

（セグメント情報等）

当中間会計期間（自　平成29年４月１日　至　平成29年９月30日）

（セグメント情報）

当社の事業は、投資運用業及び投資助言業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連情報）

１．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1)売上高

本邦以外への外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益
ＳＢＩ日本小型成長株選抜ファンド（愛称：センバツ）	300,828
グローバル・リート・トリプル・プレミアム・ファンド（毎月分配型）	232,016

（報告セグメントごとの減損損失に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

(１株当たり情報)

１株当たり純資産及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項　　目	当中間会計期間（平成29年９月30日）
１株当たり純資産額	41,545円68銭
（算定上の基礎）	
純資産の部の合計額（千円）	1,520,572
純資産の部の合計額から控除する金額（千円）	―
普通株式に係る中間期末の純資産額（千円）	1,520,572
１株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数（株）	36,600

１株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項　　目	当中間会計期間（自　平成29年４月１日　至　平成29年９月30日）
１株当たり中間純利益金額	4,948円23銭
（算定上の基礎）	
中間純利益金額（千円）	181,105
普通株主に帰属しない金額（千円）	―
普通株式に係る中間純利益金額（千円）	181,105
普通株式の期中平均株式数（株）	36,600

(注) 潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

（１） 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

（２） 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

（３） 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(４)(５)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

（４） 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

（５） 上記(３)(４)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（１） 定款の変更

委託会社は、平成25年１月11日付で株券を不発行とする旨の定款変更を行いました。

（２） 訴訟事件その他重要事項

委託会社及びファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

	名　　称	資本金の額 (平成29年9月末日現在)	事業の内容
受託会社	三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
再信託受託会社	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	51,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
販売会社	株式会社ＳＢＩ証券	48,323百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
	香川証券株式会社	555百万円	
	マネックス証券株式会社	12,200百万円	
	楽天証券株式会社	7,495百万円	

２【関係業務の概要】

	名　　称	関係業務の概要
受託会社	三井住友信託銀行株式会社	本ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算等を行います。
再信託受託会社	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	本ファンドの受託会社と再信託契約を締結し、信託事務の一部を行います。
販売会社	株式会社ＳＢＩ証券	本ファンドの販売会社として受益権の募集の取扱、保護預り等を行います。
	香川証券株式会社	
	マネックス証券株式会社	
	楽天証券株式会社	

※　詳しくは、第二部　第１、１、(３)「ファンドの仕組み」をご参照ください。

３【資本関係】

	名　　称	資本関係
受託会社	三井住友信託銀行株式会社	該当事項はありません。
再信託受託会社	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	該当事項はありません。
販売会社	株式会社ＳＢＩ証券	該当事項はありません。
	香川証券株式会社	
	マネックス証券株式会社	
	楽天証券株式会社	

第３【その他】

（１） 金融商品取引法第15条第２項本文に規定するあらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書(以下「交付目論見書」といいます。)の名称を「投資信託説明書(交付目論見書)」、また、金融商品取引法第15条第３項本文に規定する交付の請求があった時に直ちに交付しなければならない目論見書の名称を「投資信託説明書(請求目論見書)」と記載することがあります。

（２） 目論見書の表紙、表紙裏または裏表紙に、以下を記載することがあります。

① 委託会社の金融商品取引業者登録番号及び設立年月日
② ファンドの基本的性格など
③ 委託会社及びファンドのロゴ・マークや図案など
④ 委託会社のホームページや携帯電話サイトのご案内など
⑤ 目論見書の使用開始日

（３） 目論見書の表紙または表紙裏に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。

① 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
② 投資信託は、元金及び利回りが保証されているものではない旨の記載。
③ 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様が負う旨の記載。
④ 「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨の記載。
⑤ 「ご購入に際しては、目論見書の内容を十分にお読みください。」という趣旨の記載。
⑥ 請求目論見書の入手方法(ホームページで閲覧、ダウンロードできるなど)についての記載。
⑦ 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行なった場合にはその旨の記録をしておくべきである旨の記載。
⑧ 「信託約款が請求目論見書に掲載されている。」旨の記載。
⑨ 商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨の記載。
⑩ 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨の記載。
⑪ 有価証券届出書の効力発生及びその確認方法に関する記載。
⑫ 委託会社の情報として記載することが望ましい事項と判断する事項がある場合は、当該事項の記載。

（４） 交付目論見書の投資リスクに、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。

① ファンドの取引に関して、金融商品取引法第37条の６の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用がない旨の記載。
② 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。

（５） 有価証券届出書本文「第一部　証券情報」、「第二部　ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。

（６） 目論見書に信託約款を掲載し、有価証券届出書本文「第二部　ファンド情報」中「第１　ファンドの状況」「２　投資方針」の詳細な内容につきましては、当該信託約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることがあります。

（７） 投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用する場合があります。

（８） 目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

平成29年６月12日

ＳＢＩアセットマネジメント株式会社

取締役会　　御中

優成監査法人
指定社員
業務執行社員　公認会計士　小松亮一
指定社員
業務執行社員　公認会計士　石倉毅典

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているＳＢＩアセットマネジメント株式会社の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第31期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査に係る監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＳＢＩアセットマネジメント株式会社の平成29年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

※１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．XBRLデータは監査の対象に含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成３０年２月１６日

ＳＢＩアセットマネジメント株式会社
取　締　役　会　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　松崎　雅則

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＳＢＩスリランカ短期国債ファンド（毎月決算型）の平成２９年６月２０日から平成２９年１２月１８日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＳＢＩスリランカ短期国債ファンド（毎月決算型）の平成２９年１２月１８日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ＳＢＩアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

※1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2.ＸＢＲＬデータは監査の対象に含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成３０年２月１６日

ＳＢＩアセットマネジメント株式会社
取　締　役　会　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　　公認会計士　松崎　雅則

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＳＢＩスリランカ短期国債ファンド（年２回決算型）の平成２９年６月２０日から平成２９年１２月１８日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＳＢＩスリランカ短期国債ファンド（年２回決算型）の平成２９年１２月１８日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ＳＢＩアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

※1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2.ＸＢＲＬデータは監査の対象に含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成29年11月28日

ＳＢＩアセットマネジメント株式会社

取締役会　　御中

優成監査法人
指定社員
業務執行社員　公認会計士　本間洋一
指定社員
業務執行社員　公認会計士　石倉毅典

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているＳＢＩアセットマネジメント株式会社の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第32期事業年度の中間会計期間（平成29年４月１日から平成29年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ＳＢＩアセットマネジメント株式会社の平成29年９月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成29年４月１日から平成29年９月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※１．上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．XBRLデータは中間監査の対象に含まれておりません。